

平成28年11月24日

〒481-0045

愛知県北名古屋市中之郷神明20

Castホールディングス株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している売買契約書につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年12月26日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

1 貴社の使用している契約書の記載

(売買契約書 売主 (甲) 欄欄外下部)

「お客様都合による契約解除は、違約金50,000円をご請求させていただきます。」

2 申入れの趣旨

貴社が使用されている売買契約書の「売主 (甲)」欄の欄外下部にある「お客様都合による契約解除は、違約金 50,000 円をご請求させていただきます。」との記載を削除し、消費者契約法 9 条 1 号に適合するように訂正して下さい。

3 申入れの理由

貴社は、売買契約書の「売主 (甲)」欄の欄外下部において「お客様都合による契約解除は、違約金 50,000 円をご請求させていただきます。」と違約金を定める条項をおかれています。

消費者契約法 9 条 1 号は、違約金を定める条項について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を「超える部分」を無効としています。

ところが、貴社は、売買契約書の上記記載により、解除の時期や態様を問わず一律 5 万円の違約金を定めており、中古買取価格の見積もり査定サービスを行う契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えており、消費者契約法 9 条 1 号に抵触します。

なお、一般社団法人自動車購入協会の「自動車買取モデル約款」第 8 条 6 項は、「売主は本契約締結日から第 3 条に定める契約車両の引渡しを行った日の翌日までは、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとする。」とされています。

したがって、売買契約書の「売主 (甲)」欄の欄外下部にある「お客様都合による契約解除は、違約金 50,000 円をご請求させていただきます。」との記載を削除し、消費者契約法 9 条 1 号に適合するように訂正して下さい。

以上